

明石市立明石商業高等学校  
電話交換機等一式賃貸借(長期継続契約)

仕様書

令和5年4月3日

明石商業高等学校事務局

## 1 件名

明石市立明石商業高等学校電話交換機等一式賃貸借(長期継続契約)

## 2 場所

明石市魚住町長坂寺 1250 番地 明石市立明石商業高等学校 A 棟 1 階事務室ほか

## 3 借入期間

### 賃貸借料

- ・賃貸借料は令和 5 年 9 月 1 日から起算する
- ・月払いとする。

### 納入期限

令和 5 年 8 月 31 日

受注者は上記期限までに賃貸借物件を発注者が使用可能な状態に調整を完了すること。

### 賃貸借期間等

令和 5 年 9 月 1 日～令和 10 年 8 月 31 日まで

- ・地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約として、5 年間の賃貸借契約とする。賃貸借期間を満了したときは、受注者は発注者に対し賃貸借物件を無償譲渡することとする。
- ・なお、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、本賃貸借契約における予算が削除された場合又は年間予定賃貸借料総額未滿に減額された場合は、本賃貸借契約を解除する。
- ・本更新業務に係る一切の経費はすべて受注者の負担とする。

### 準備期間

契約締結日から令和 5 年 8 月 31 日までの期間は本賃貸借の履行にかかる準備期間とする。なおこの間における本賃貸借の準備は、受注者の責任と負担により行うものとし、これにかかる賃貸借料は一切発生しないものとする。

## 4 借入概要

### (1)電話交換機等 1 式

上記製品の賃貸借及び保守

(2)明石市立明石商業高等学校 A 棟 1 階事務室に設置している電話交換機(富士通製 2009 年製 IP-Pathfinder-S)及び周辺機器その他並びに校舎内等設置の多機能電話機を下記(機器仕様一覧)に記載する同等以上の性能を有する機器へ更新したものを一式賃貸借するものである。

## 5 内容

- (1)交換機本体の新設、配線、結線及び多機能電話機の取替え。
- (2)地域イントラ回線及び設備全体の試運転・試験・調整の一切を施工する。

## 6 一般事項

- (1)本工事施工の際は、明石市契約規則に基づき関係諸法令を遵守し、工事を円滑に進めるものとする。
- (2)本工事施工の際は、本校の電話交換業務に支障なきよう関係部・課と打ち合わせ、担当監督職員の承諾を得て、工事を円滑に進めるものとする。
- (3)本工事施工の際、本設計図に記載されていない事項は下記基準図書に準ずる。
- (4)本工事で撤去した廃棄物は、関係法令に従い適正に処置するものとする。

7 基準図書

- ・国土交通省官房官庁営繕部監修 建築工事 共通仕様書 令和4年版
- ・ " 電気設備工事 共通仕様書 "
- ・ " " 標準図 "
- ・ " " 施工監理指針 "

8 特記事項

- (1) 本工事に関する諸手続き、申請は本工事を含むものとする。
- (2) 本設計書に記載なき事項であっても、技術上、機械的、電氣的に必要な事項は受注者費用負担の上施工のこととする。
- (3) 本工事完成時は別紙内容の完成図書を2部作成提出するものとする。
- (4) 本工事の施工において、本庁及び出先施設交換機との接続、調整、諸機能確認を行うこと。
- (5) 交換機専用ケーブル以外は、通信用ケーブルとする。

(工事内容)

機器の設置・増設

- (1) 電話交換機の新設を行う。
- (2) 多機能電話機 23 台の新設(取替)を行う。
- (3) 既設電話機の接続試験調整を行う。

ケーブルの新設

- (1) MDF～交換機のケーブルは局内ケーブルを用いて布設する。
- (2) 交換機～電話機までの配線は原則、既設配線を流用するが、不良箇所については、新たに電話用屋内線を用いて布設する。

新設設備の試験

- (1) 多機能電話機の通話試験
- (2) ダイヤルイン回線等の NTT 回線の発着信試験
- (3) 市本庁舎との地域イントラ回線の通話対向試験

① 庁舎及び各出先施設間との内線接続が可能であること。

送受話音量調整等各種試験を行い、従来の運用、接続方式を変更することなく使用できること。

申請・手続き

- (1) 本工事に必要な西日本電信電話株式会社への申請・手続を行うこと。

工事完成図書の作成

- (1) 竣工図、施工図、機器配置図、機器完成図、配線図、交換機データ、試験成績書、端子表、取扱説明書、データシート、各種申請書、工事写真、完成写真等の工事書類を2部作成すること。

(機器仕様一覧)

本工事で納入する機器は下記仕様をすべて満足しなければならない。

(1) 電話交換機

① 実装内容

回線構成	使用	実装	容量	備考
アナログ回線	8	8	296 ポート以上	ダイヤルイン ダイレクトライン
IP 回線 ※1	6	6		
多機能電話内線	23	24		
一般内線	75	88		
校内放送	1	4		

※1・・・地域イントラ回線(IP方式、BRI 接続)

② 仕様

交換機本体と電源装置は一体型とし、停電時 3 時間補償バッテリー(長寿命型)を実装すること。

(2)多機能電話機

① 数量

品名	数量	単位
DG-station100B2	23	台

※同等以上かどうかは、仕様書等に対する質問書(指定様式)により質問して、回答を得ること。

② 仕様

- ・フリー機能ボタン： 12 個
- ・固定機能ボタン： 8 個(保留、転送、再呼、スピーカ、ミュート、リリース、音声呼、サービス)
- ・発着信履歴： 発着信それぞれ 30 件以上
- ・録音ジャック： 1 個
- ・ディスプレイ： 漢字、英数表示(全角 10 文字×4 行)
- ・着信ランプ： 7色+全色
- ・ヘッドセット： 接続可能(別途オプション)
- ・電話帳： 1,000 件(電話機毎)以上
- ・ログ機能： エラーログ採取(各電話機)
- ・拡張機能ボタン： モタンボジュールにより 30 ボタン拡張が可能(別途オプション)

(3)一般電話機(既設機器)

品名	数量	単位
iss-phone 10A/B 及びiss-phone20B	75	台

(4)施工内容

	数量	単位
1) 交換機の据付及び調整	1	式
・交換機本体の据付		
・交換機データ設定調整		
・交換機の総合試験調整		
・MDF～交換機間のケーブル敷設		
・交換機内配線、接続		
2) 電話機の調整	1	式
・多機能電話機の取替、接続、試験、調整		
・既設一般電話機の接続、試験、調整		
3) 地域イントラ回線の接続、試験、調整	1	式
・市本庁舎、各施設との接続、試験、調整		

(その他)

(1)本更新業務において、業務責任者を選任し届けること。

(2)保守について

- ・納品後 5 年間(賃貸借期間満了まで)は、機器等の障害に対して無償で対応すること。
- ・機器が良好な状態であるよう管理し、故障が発生した場合は速やかに修復し、業務に支障をきたさないよう対応すること(受注者の保守サービスマンに常時、連絡が取れる体制を整えること)。

また、機器を持ち帰る等復旧に日数を要する場合は、その期間中代替機を設置するものとする。

- ・賃貸借期間中、製作あるいは調整不良等による事故や故障が発生した場合は、速やかに無償で修理すること。
  - ・受注者は、賃貸借物件の操作等について、その発注者が電話、FAX 及び電子メール等で照会したときは、速やかに回答すること。
  - ・機器製作に当たっては仕様書によるほか、発注者と詳細な打合せをし、承諾申請書等による承諾決定を受けてから製作すること。
  - ・賃貸借料には動産総合保険料を含むこと。
- (3) 交換機本体設置場所について
- 新設交換機設置場所については、現状と同じ A 棟1階事務室へ設置すること。  
幅 400mm×高さ 1,271mm×奥行 350mm 以下とする。
- (4) 既設電話機について
- 流用する電話機についても、故障が発生した場合、速やかに修理復旧させる事。
- (5) バッテリーについて
- 交換機本体に内蔵された 3 時間停電補償バッテリーについては消耗品とし、必要に応じ別途費用とする。
- (6) 既設交換機及び電話機搬出について
- 下記機器については、当校の指定場所へ返却すること。
- ・電話交換機本体 1 式
  - ・多機能電話機(D-Station 51B) 1 台(保守用)
  - ・多機能電話機(D-Station 51B) 22 台
- (7) 福祉科実習棟増築について
- 福祉科実習棟が令和 5 年 10 月に供用開始を予定しており、それに伴う電話機増設が必要となる。  
今回納入する交換機では、多機能電話機 8 台以上、一般電話機 8 台以上、架を増設する事なく、基板増設、電話機ライセンス追加可能な交換機とする。
- (8) 補足
- この仕様書に定めない事項については必要に応じて発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。